

災害から身を守るために、

緊急避難場所を確認しよう

釜石市は地震・津波災害とともに洪水・土砂災害発生の危険性が高い地域

釜石市は津波の常襲地ですが、洪水や土砂災害が発生する危険性が高い地域でもあります。



昨年9月の台風第18号による大雨で土砂崩れた駒木不動沢

市域の約9割が森林で、傾斜が急で険しい山に囲まれた狭い地形のため、その谷筋から流れる河川との間に多くの住宅が建てられています。そのため、梅雨や台風、秋雨に加え、近年の異常気象による集中豪雨などにより、洪水や土砂災害が発生してまいります。

釜石市には、現在、土石流危険渓流が421カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が604カ所、合計1025カ所と多くの土砂災害危険箇所があります。

自宅周辺の状況や緊急避難場所を確認しましょう

自分が住んでいる地域や家の立地環境について、津波の危険性とともに洪水や土砂災害の危険性があるかあらかじめ確認しましょう。



そして、近くの緊急避難場所となっている集会所などを確認し、津波の恐れがある場合には、ただちに高台の避難場所へ、洪水・土砂災害の恐れがある場合には避難勧告などの発令を待たず、自主的に避難することも対策の一つです。

市は「防災・暮らしのガイドブック2017」を作成し、市内の各家庭、事業所などに全戸配布しています。防災対策の特集ページ(15〜27ページ)、釜石市マップ(81〜112ページ)では、

災害に関する知識や緊急避難場所に加え、東日本大震災の浸水区域、甲子川や鶴住居川が氾濫した場合の想定浸水区域、急傾斜地や土石流の危険箇所などを確認することができます。目に見える場所、手の届く場所に保管し、日ごろから活用してください。

なお、本年から新たに指定、名称変更、廃止した緊急避難場所がありますので、4〜5ページの緊急避難場所を確認してください。

また、甲子川と鶴住居川の洪水の浸水想定区域や土砂災害危険箇所は、市や県のホームページで確認できます。さらに「洪水・土砂災害緊急避難地図」を町内会単位で作成した地区では、全戸に緊急避難地図を配布していますので、これも活用しましょう。

【問い合わせ】
市防災危機管理課 防災係
☎27-8441

早めの避難が大切です

洪水や土砂災害など雨に関係する災害は避難のタイミングが難しく、まだ大丈夫と思っているうちに雨が激しくなり、避難することがかえって危険な状況になることがあります。その場合は無理をせず、自宅の2階以上の部屋に避難することが有効になる場合もありますが、家の裏に高い急斜面の山などがある場合は、土砂災害の危険もあり、完全に有効とはいえません。周りの状況を確認しましょう。

市は避難が必要な場合には早めの避難につながるよう、気象情報などを基にできるだけ早く避難勧告などを発表する方針です。しかし、急な局地的集中豪雨などで避難勧告が出ていなくても災害が発生することもあります。災害に備え、地域の情報を確認し、早めに避難する習慣を身につけましょう。

■甲子川と鶴住居川の判断基準 (目安) 水位

判断内容	甲子川	鶴住居川
水位観測場所	礼ヶ口観測所	日ノ神橋観測所
水位周知区間	大橋・越田橋～河口	栗林・道々橋～河口
氾濫危険水位	2.9メートル	3.5メートル
避難判断水位	2.7メートル	2.8メートル

- ・ 氾濫危険水位：避難勧告など発令の判断目安
相当の家屋浸水などの被害が生じる氾濫の恐れのある水位
- ・ 避難判断水位：避難準備・高齢者等避難開始発令の判断目安
要配慮者の避難に要する時間などを考慮して設定された水位

■避難行動の基準

判断内容	取るべき行動
避難指示 (緊急)	大変危険な状況になっているので、いち早く避難しましょう※
避難勧告	危険な状況が迫っているので、避難を開始しましょう※
避難準備・高齢者等避難開始	特に避難に時間を要する人(高齢者や障がい者など)は避難しましょう それ以外の人は、避難のための準備をしましょう

※外へ出るのが危険な場合は、建物の2階以上の崖とは反対方向の場所に避難してください

○市および県のホームページなどで次の情報を確認することができます。

◆釜石市の洪水・土砂災害緊急避難場所 (地図) および避難勧告等の判断基準
http://www.city.kamaishi.iwate.jp/kurasu/bosai_saigai/hinanbasho/detail/1190989_2227.html



◆岩手県の土砂災害危険箇所
<http://www.pref.iwate.jp/kasensabou/sabou/008544.html>



◆釜石市の防災行政無線の放送内容
http://www.city.kamaishi.iwate.jp/kurasu/bosai_saigai/gyosei_musen/index.html



◆岩手県の水位観測所の水位 (岩手県河川情報システム)
<http://kasen.pref.iwate.jp/iwate/servlet/Gamen30Servlet>



津波災害の緊急避難場所

対象地域	緊急避難場所
新浜町、東前町	岬林道、滝の沢高台
東前町	東前樋が沢、東前不動沢
東前町、浜町、魚河岸	はまっこ児童公園、尾崎アスレチック公園、尾崎神社境内
浜町、港町、只越町	浜町避難道路(ア：浜町東側口、イ：西円タクシー口、ウ：天王山口、エ：市役所東側高架橋口)
只越町、天神町、大只越町	天神町仮設団地広場(旧釜石小学校庭・旧釜石第一中校庭)、宝樹寺境内、仙寿院境内
只越町、大町、大只越町	大只越市営住宅駐車場
大町、大渡町、駒木町、鈴子町	薬師公園、釜石小学校校庭、教育センター(5階)
駒木町	駒木沢、駒木不動沢
松原町	松原公園、松原神社境内
嬉石町	市民交流センター広場、白山小学校校庭
大平町	釜石商工高校校庭、大平中学校校庭
平田	平田仮設団地広場(旧釜石商業高校校庭)、君が洞高台、館山神社境内、下平田国道45号歩道(避難階段使用)、沿岸南部クリーンセンター管理棟
尾崎白浜	旧尾崎小学校体育館跡地、尾崎神社本宮境内【新規】
佐須	佐須トンネル付近、佐須神社境内
両石町	恋ノ峠高台、あさひ公園、千島墓地前広場、愛の浜水海公園管理棟敷地、厳島神社境内
桑ノ浜	桑の浜トンネル方向高台
鶴住居町	鶴住居小学校・釜石東中学校校庭、かまいしワーク・ステーション広場【新規】、鶴住神社境内、長内集会所奥の沢、本行寺奥三陸道【名称変更】、常楽寺墓地裏高台、森団地高台、麓山神社境内、神の沢南側の沢、長内集会所付近三陸道管理施設敷地(避難階段使用)
根浜	東の沢奥根浜墓地、宝来館裏山【新規】
箱崎	桑の浜トンネル高台、市道鶴住居2号線側高台、ヨコゼ沢高台、箱崎町仮設団地C広場
箱崎白浜	箱崎白浜集会所前広場(旧白浜小学校校庭)【名称変更】、旧箱崎白浜へき地保育所園庭、津元前高台【新規】
仮宿	仮宿高台
片岸町	道地沢団地、不動沢、片岸稻荷神社境内、片岸公葬地、古廟坂トンネル入口付近高台、北光水道土木前【新規】
片岸町室浜	観世音神社境内
唐丹町花露辺	花露辺集会所前広場
唐丹町大曾根、本郷	本郷元青年クラブ集会所広場
唐丹町小白浜	唐丹小学校・唐丹中学校校庭、唐丹小学校・唐丹中学校棟5駐車場【新規】
唐丹町片岸	天照御祖神社境内、片川集会所前広場
唐丹町上荒川・荒川・下荒川	熊野神社境内、荒川消防屯所前広場、荒川集会所前広場
唐丹町大石、向、屋形	大石地域交流センター広場
津波災害緊急避難場所の指定を解除した施設	やまざき機能訓練デイサービスホーム前広場、白浜星の宮神社境内

問い合わせ 市防災危機管理課 ☎27-8441

洪水・土砂災害の緊急避難場所

対象地域	緊急避難場所
甲子町第1～第10地割	仙人インフォメーションセンター集会所(2階)、甲子公民館砂子渡分館、大洞集会所、甲子地区生活応援センター(甲子公民館)(2階)、松倉地区コミュニティ消防センター(2階)、 甲子小学校体育館
鍋倉	鍋倉集会所
野田町、定内町、甲子町第11地割	野田集会所(2階)、南野田集会所
小佐野町	小佐野地区生活応援センター(小佐野コミュニティ会館)(2階以上)
小川町、桜木町、甲子町第14～第16地割	働く婦人の家(2階)
上中島町、住吉町、新町、礼ヶ口町、源太沢町	双葉小学校地域連携施設、 双葉小学校体育館
中妻町、千鳥町、八雲町	中妻北地区コミュニティ消防センター、中妻南地区コミュニティ消防センター、 釜石中学校体育館
鈴子町、只越町、天神町、大只越町、大町、大渡町、駒木町、浜町、東前町、新浜町	市教育センター(5階)、 釜石小学校校舎(4階)【新規】 、 大町復興住宅1号棟(6階集会所)【新規】 、浜町集会所(2階)(※津波緊急避難場所ではない)
大平町、嬉石町、松原町	大平集会所、望洋ヶ丘集会所、 大平中学校体育館
平田	上平田ニュータウン集会所、平田公園クラブハウス、 平田小学校体育館 (※津波緊急避難場所ではない)
唐丹町	片川集会所、荒金集会所、山谷集会所、 唐丹小学校・唐丹中学校体育館
両石町	女遊部集会所
箱崎町	鶴住居公民館仮宿分館、箱崎仮設市民相談所(※津波緊急避難場所ではない)
栗林町、鶴住居町、片岸町	栗橋地区基幹集落センター、 栗林小学校体育館 、南三陸国道事務所(※津波緊急避難場所ではない)、 鶴住居小学校・釜石東中学校体育館
橋野町	能舟木集会所
洪水・土砂災害緊急避難場所の指定を解除した施設	釜石小学校体育館

※赤字は、市が避難勧告などを発令したときに、職員を配置し開設する緊急避難場所です

避難場所・避難所の種類

緊急避難場所(火災・地震/津波/洪水・土砂災害)

災害が発生、または発生する恐れがある場合に、その危険から逃れるための場所または施設です。避難が遅れた場合や、避難経路が危険な場合は、無理に避難場所を目指そうとはせず、より安全な方法で安全な場所へ避難してください。なお、地域によっては、災害の種類ごとに緊急避難場所が異なる場合があります。

拠点避難所

災害の危険性があり避難した人が災害の危険性がなくなるまで滞在する、または災害により家に戻れなくなった人が一時的に滞在するための施設です。

福祉避難所

災害時に拠点避難所などにおいて、避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人など、何らかの特別な配慮を必要とする人が避難する施設です。なお、福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的な避難所であり、最初から福祉避難所として利用することはできません。